

利用される方へ

1. はじめに

本編は、平成25年2月に公表された確報集計結果より、熊本市分を抜粋したものである。

2. 調査対象について

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

3. 主な用語の説明

（1）事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

出向・派遣従業者のみの事業所とは、当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

（2）従業者

平成 24 年 2 月 1 日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

○個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

○無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

○有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。重役

や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

○常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

○正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

○臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

○他への出向・派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(3) 経営組織

○個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

○法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

4. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき分類している（原則として細分類に基づき分類）。

5. 記号及び注記

- （1）比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。
- （2）該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「－」とした。また、減は、数値がマイナスのものは「△」で表した。
- （3）「 χ 」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「 χ 」とした。

6. その他の注意事項

- （1）平成 21 年（経済センサス基礎調査）の集計母数は、平成 24 年（経済センサス活動調査）との比較を可能とするため、公務を除く民営事業所総数としている。
- （2）地区別校区別の集計値は、熊本市統計課で独自集計したため、実際の数値と異なる場合がありうる。